

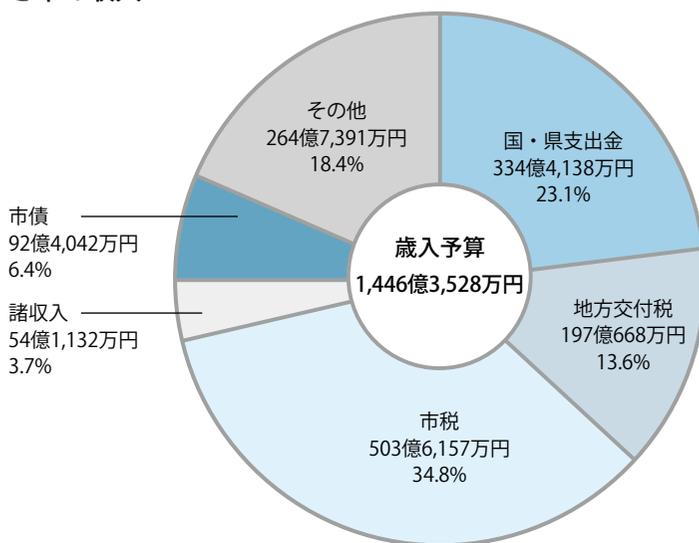
第1章 市税とくらし

①市税の収入はいくら？

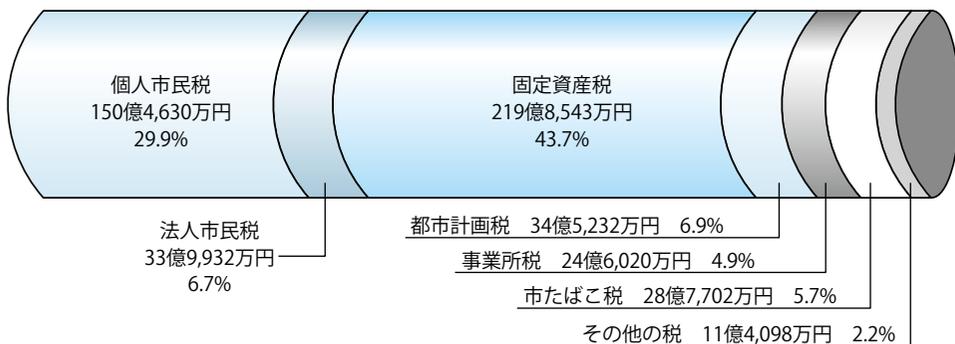
市の収入は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心とした自主財源と、国や県から市の仕事に対して支出される国・県支出金、国税の一部から全国の市町村に配分される地方交付税などの依存財源からなっています。

いわき市の令和6年度の当初歳入予算は1,446億3,528万円で、そのうち市税は503億6,157万円と収入全体の34.8%を占め、重要な財源となっています。

◆いわき市の収入

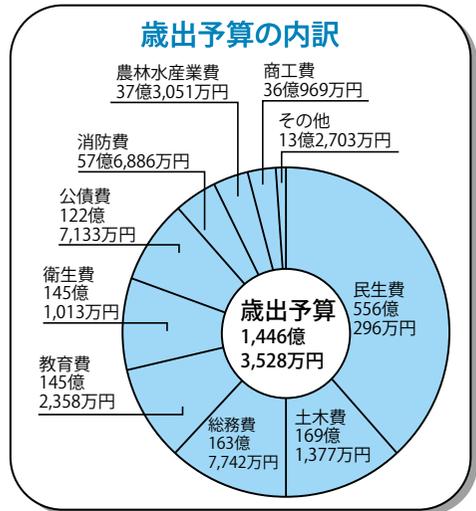
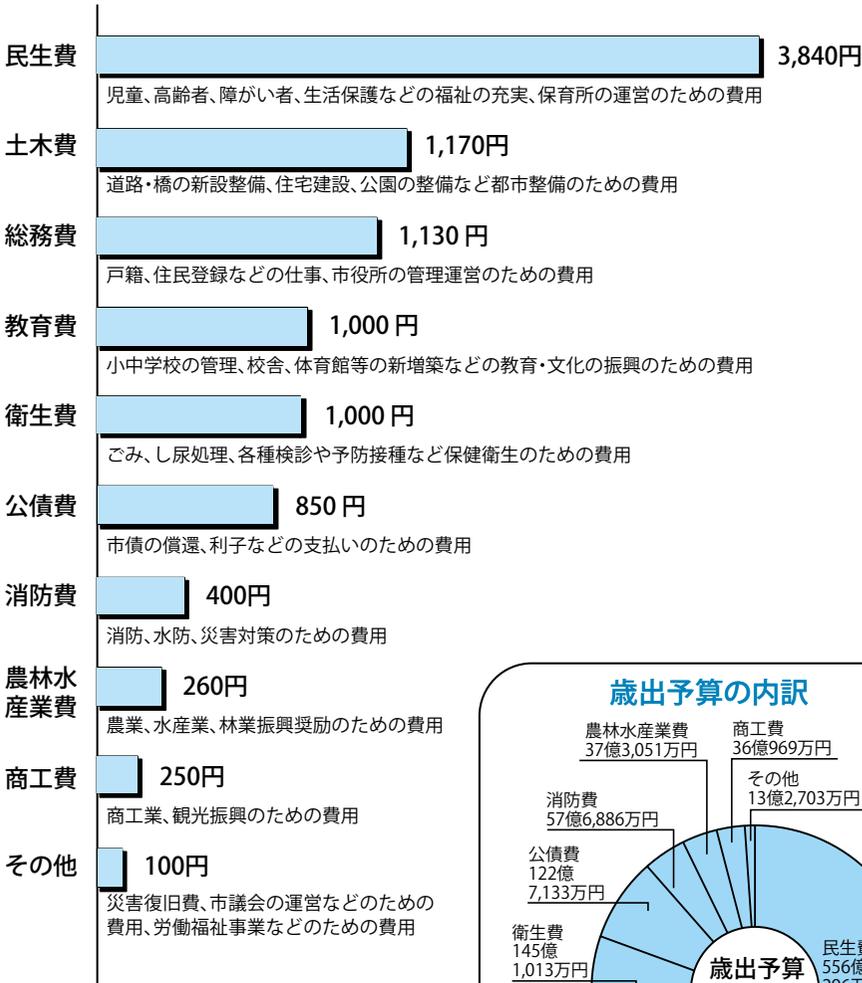


◆市税収入の内訳



②市の収入1万円の使いみち

市民の皆さんに納めていただいた市税がどのように活用されているか、市の収入の総額を1万円に換算して表しました。

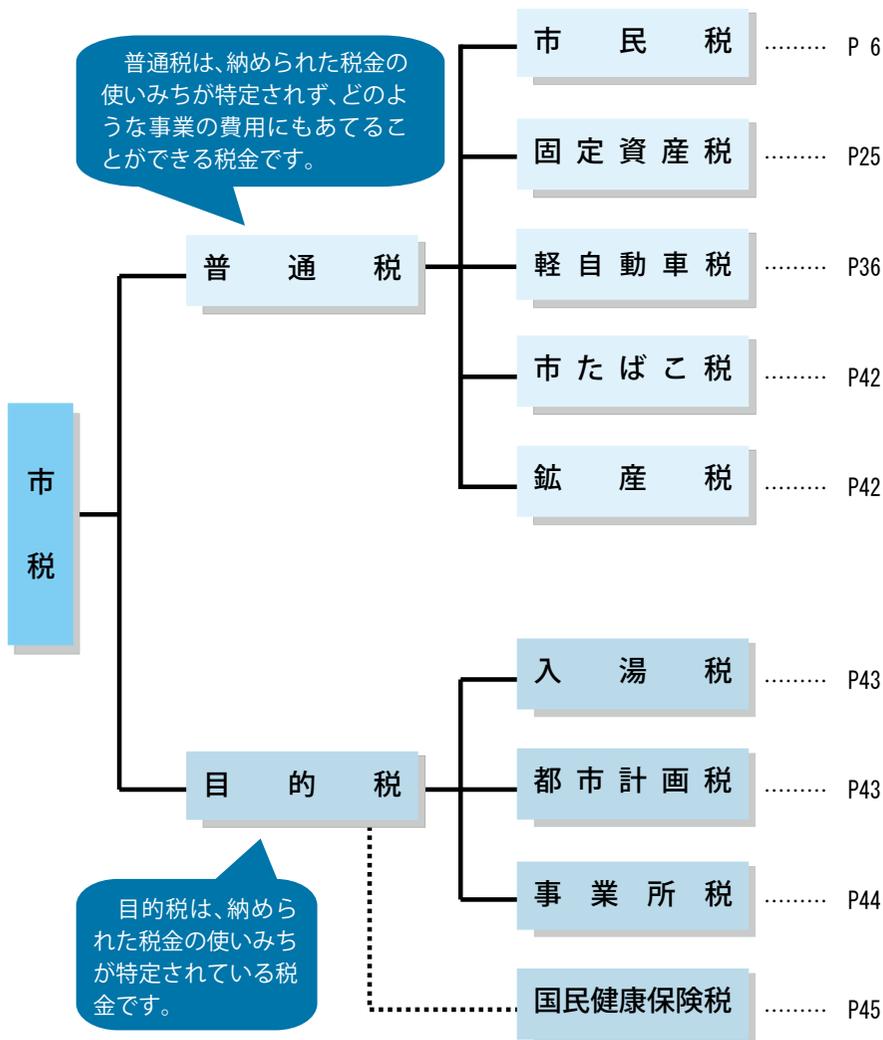


※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げが合計と一致しない場合があります

③いわき市の税体系

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。



④税制改正等による変更点

税制改正等による変更点は次のとおりです。

～令和6年度に適用された主なもの～

●個人住民税

・令和6年度以降の個人住民税均等割および森林環境税の創設

東日本大震災を踏まえ、都道府県や市町村が実施する防災費用を確保するため、平成26年度から臨時的に市民税および県民税の均等割が500円ずつ引き上げられていましたが、令和5年度をもって終了し、新たに森林環境税が賦課徴収されます。

森林環境税は、森林設備等に必要な地方財政を安定的に確保する観点から創設された国内に住所を有する個人に対し課税される国税です。令和6年度から1人年額1,000円を個人住民税の均等割と併せて市町村が賦課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ譲与されます。

	税目	令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税		1,000円
地方税	個人住民税均等割		
	県民税（福島県の森林環境税 1,000円を含む）	2,500円	2,000円
	市民税	3,500円	3,000円
	合計	6,000円	6,000円

●定額減税

令和6年度の個人住民税所得割の額から、納税義務者および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を限度に特別控除を行います。対象となる方は、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下）である所得割の納税義務者であり、定額減税額は以下の合計額です。

①納税義務者本人・・・1万円

②控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）・・・1人につき1万円

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する方（納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方）については、令和7年度の個人住民税所得割の額から1万円を限度に特別控除を行います。

●上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、これまで所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなりました。

所得税で確定申告した特定配当等及び特定株式等譲渡所得は、個人住民税でも合計所得金額に算入されます。

●国民健康保険税

・負担の上限となる賦課限度額引き上げについて

後期高齢者支援金等課税額を22万円から24万円に引き上げました。

・低所得世帯への軽減判定基準拡大について

5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を53万5千円から54万5千円に拡大しました。

～令和5年度に適用された主なもの～

●個人住民税

・住宅ローン控除の期間延長について

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

居住年	平成26年3月以前	平成26年4月～令和3年12月(※1)	令和4年1月～令和5年12月	令和6年1月～令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円) (※2)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
控除期間	10年	10年(※3)	13年	10年(※4)

※1 令和2年10月から令和3年9月末までに契約した注文住宅、令和2年12月から令和3年11月までに契約した分譲住宅の場合は、令和4年12月31日までとなります。

※2 住宅取得の際の消費税等の税率が8%または10%である場合の金額です。

※3 令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住を開始された方のうち、消費税率10%で住宅を取得された場合には控除期間が10年から3年間延長されます。

※4 認定住宅等の場合は控除期間が13年になります。

●国民健康保険税

・均等割額・平等割額を改定しました。

・負担の上限となる賦課限度額引き上げについて

後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げました。

・低所得世帯への軽減判定基準拡大について

5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を52万円から53万5千円に拡大しました。

・産前産後期間の軽減措置について

子育て世帯の負担軽減および次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除します。